# 令和８年度　第１回名寄市都市計画審議会

と　き　令和８年 11 月 2 日（月）
　　午後２時３０分より
ところ　名寄庁舎４階大会議室

１　開　会

２　委嘱状交付

１）委嘱状交付

２）市長あいさつ

３　審議会

１）部長あいさつ

２）委員・事務局自己紹介

３）会長選出、副会長の指名

会　長：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

副会長：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４）会長及び副会長あいさつ

５）都市施設視察（一般廃棄物中間処理施設「エコスピカ」）

６）その他

４　閉会

# 名寄市都市計画審議会名簿

令和8年5月1日現在

| 委員氏名（五十音順） | 資格 | 期別 | 任期・始期 | 任期・終期 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 石田十羽完 | 学識経験者 | 4 | 令和8年5月1日 | 令和10年4月30日 | |
| 石田雅子 | 住民 | 1 | 令和8年5月1日 | 令和10年4月30日 | |
| 川瀬邦裕 | 学識経験者 | 4 | 令和8年5月1日 | 令和10年4月30日 | |
| 倉澤宏 | 市議会議員 | 5 | 令和8年5月1日 | 令和10年4月30日 | |
| 今野聖士 | 学識経験者 | 4 | 令和8年5月1日 | 令和10年4月30日 | |
| 定木孝憲 | 学識経験者 | 1 | 令和8年5月1日 | 令和10年4月30日 | |
| 上西都 | 住民 | 1 | 令和8年5月1日 | 令和10年4月30日 | |
| 照井正美 | 住民 | 2 | 令和8年5月1日 | 令和10年4月30日 | |
| 東川孝義 | 市議会議員 | 5 | 令和8年5月1日 | 令和10年4月30日 | |
| 和田英則 | 住民 | 3 | 令和8年5月1日 | 令和10年4月30日 | |

事務局体制

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 東聡男 | 建設水道部 | 部長 | | | |
| 佐藤美香 | 建設水道部 | 次長 | | | |
| 開発伸広 | 建設水道部 | 次長 | | | |
| 太斉淳一 | 都市整備課 | 課長 | | | |
| 荒井昭典 | 計画調整係 | 主幹<br>兼主査 | | | |
| 吉岡竜志 | 計画調整係 | 主査 | | | |

○名寄市都市計画審議会条例

平成18年３月27日条例第184号

改正

平成22年４月１日条例第17号

平成25年３月４日条例第15号

名寄市都市計画審議会条例

（設置）

第１条　都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の２第１項の規定に基づき、同法によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議するため、名寄市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

（１）　都市計画法第19条の規定により都市計画を決定する場合における調査審議に関すること。

（２）　市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること。

（３）　都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。

（４）　その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

（組織）

第３条　審議会は、委員10人以内で組織する。

２　審議会に、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

３　審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

（委員、臨時委員及び専門委員）

第４条　委員は、学識経験のある者４人以内、市議会の議員２人以内及び住民のうちから４人以内それぞれ市長が任命する。

２　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

４　市長は、特別の事由があるときは、任期中であっても、委員を解任することができる。

５　臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員又は当該特別の事項に密接な関係のある者のうちから、専門委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから、それぞれ市長が任命する。

６　臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したとき、それぞれ解任されるものとする。

（会長）

第５条　審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によりこれを定める。

２　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

３　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（招集）

第６条　審議会は、会長が招集する。

（議事）

第７条　審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の２分の１以上が出席しなければ会議を開くことができない。

２　審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は、建設水道部において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮ってこれを定める。

附　則

この条例は、平成18年３月27日から施行する。

附　則（平成22年４月１日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年３月４日条例第15号）

この条例は、平成25年４月１日から施行する。

# 名寄市都市計画審議会　都市施設視察

## １　日　程

・日　　時　　令和８年 11 月 2 日（月）午後 3 時～（40 分程度）

・場　　所　　名寄市字大橋 140 番地１

・視察内容　　名寄市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の審議案件である都市施設変更審議し議決に基づき、現在工事中の一般廃棄物中間処理施設「エコスピカ」の概要及び進捗状況の説明と施設外観の見学を行います。




## ２　都市施設指定の意義

都市計画法第 11 条で定める都市施設のうち、整備を進めている「一般廃棄物中間処理施設」は、建築基準法第 51 条において、「都市計画区域内においては、都市計画法に基づきその敷地の位置と面積が決定していなければ新築又は増築してはならない」と定められています。これは、良好な都市環境を確保するうえで、住民の合意形成の促進や土地利用の明確化が挙げられます。

## ３　一般廃棄物中間処理施設敷地変更に係る審議経緯

「一般廃棄物中間処理施設」を整備するにあたり、敷地拡張が必要となったことから、令和６年１月に審議会の予備審議を経て、北海道との事前協議及び市民への縦覧により意見の取りまとめを行ってきました。

令和６年３月に市長から敷地拡張(案)について審議会に諮問され、審議会では敷地拡張(案)を全会一致で承認し市長へ答申してきました。

市はその結果に基づき北海道と協議を行い、変更後の敷地の位置と面積が確定、変更内容の告示後、令和９年４月供用開始に向け令和６年６月から施設整備が進められています。

## ◎都市施設変更に係る経緯の概要

| 事　　項 | 時　　期 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 広域処理構成町村との協議<br>（名寄地区衛生施設事務組合） | 平成 30 年 2 月 7 日<br>～<br>令和 5 年 11 月 19 日 | この期間内で、ごみ焼却施設更新協議を11回実施した。 |
| 周辺土地所有者への説明<br>（整備担当部署対応） | 令和 2 年 7 月 6 日<br>～<br>令和 5 年 7 月 11 日 | この期間内で、ごみ焼却施設更新説明会を4回開催した。 |
| 関係機関協議<br>（整備担当部署対応） | 平成 30 年 11 月 16 日<br>～<br>令和 5 年 11 月 21 日 | この期間内で、北海道環境保全局循環型社会推進課等とごみ焼却場更新に係る協議を14回実施した。 |
| 北海道都市計画課下協議 | 令和 5 年 12 月 7 日 | 法に基づく変更資料 |
| 名寄市都市計画審議会<br>（予備審議） | 令和 6 年 1 月 29 日 | 北海道との協議・市民への縦覧に向けた変更内容説明 |
| 北海道都市計画課事前協議 | 令和 6 年 1 月 30 日 | |
| 北海道都市計画課事前協議<br>（回答） | 令和 6 年 2 月 21 日 | 都計第654号 |
| 変更計画案の縦覧 | 令和 6 年 3 月 1 日<br>～<br>令和 6 年 3 月 15 日 | 縦覧期間は　２週間<br>縦覧者数　　0名<br>意見書提出　0通 |
| 名寄市都市計画審議会(本審議) | 令和 6 年 3 月 22 日 | 市長からの諮問 |
| 北海道協議 | 令和 6 年 3 月 26 日 | 名都計第47号 |
| 北海道協議（回答） | 令和 6 年 4 月 8 日 | 都計第36号 |
| 決定（変更）告示縦覧 | 令和 6 年 4 月 11 日<br>～<br>令和 6 年 5 月 2 日 | 名寄市告示第31号<br>縦覧期間3週間 |

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～メ　　モ～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～